平成２７年（フ）第１８０号
愛知県岡崎市国正町字西浦８番地
債務者　磯谷　良子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
愛知県豊田市東山町２丁目1600番地　東山グリーンフィル203号
債務者　望月　一希
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
愛知県安城市大東町25番54号
債務者　小笠原享子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７１号
大阪府羽曳野市向野２丁目７番３―301号、前住所大阪府羽曳野市向野１丁目５番19号
債務者　平川　秀人
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
函館市中道２丁目53番19号
債務者　吉田奈智子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２３９号
大阪市住吉区長居東２丁目14番２―511号
債務者　中川　　剛
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４３９号
大阪府寝屋川市国松町14番１―414号
債務者　黒川　順子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４７１号
大阪府八尾市南木の本４丁目47番地の８
債務者　土居　昌弘
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５２６号
大阪市旭区中宮４丁目２番20号　船江マンション　302号
債務者　大石　秀人
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５６２号
大阪市福島区海老江８丁目７番６号玉木マンション401号
債務者　畑　　滋夫
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５９９号
大阪市住吉区長居２丁目11番24号　ルーブル小川０―32
債務者　岡　　俊宏
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６３６号
大阪府池田市槻木町６番12号メゾン槻木303、前住所大阪府池田市神田２丁目１番21号
債務者　たか羽製菓こと　西岡　文雄
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６４８号
大阪府摂津市別府２丁目１番10―504号、前住所大阪市生野区巽北１丁目19番20号
債務者　なんちゃんラーメンこと李運送こと夏山賢一こと　李　　南哲
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６７１号
大阪府茨木市学園南町20番21号　レオパレスシュッドエコール　206号
債務者　神成　美穂
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６９７号
大阪府東大阪市今米１丁目18番32号、前住所大阪府東大阪市善根寺町４丁目８番18号
債務者　越智　勝次
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７２６号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番14―509号14棟509号
債務者　森井　新也
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８８３号
大阪市天王寺区玉造元町５番３―304号
債務者　沼田　芳伸
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部